

8月号

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

支部行事のご案内

『令和5年度 全国労働衛生週間説明会』※無料です。

開催日時：令和5年9月12日（火） 13：30～16：00

開催場所：東京都城東職業能力開発センター 足立区綾瀬5-6-1

定員：100名

説明会内容（予定）

- 全国労働衛生週間実施要綱等の説明 足立労働基準監督署 担当官
- 過重労働対策等について 足立労働基準監督署 担当官
- 化学物質対策について テクノヒル株式会社

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『令和5年度 安全管理者選任時講習』

開催日：令和5年9月28日（木）～9月29日（金） 2日間の講習です。

会場：東京都城東職業能力開発センター 足立区綾瀬5-6-1

講習科目：法令に定められた科目（10時間）

- ①安全管理【3時間】 ②安全教育【1時間30分】 ③関係法令【1時間30分】
- ④安全衛生の水準の向上を図ることを目的とする自主的活動【4時間】

受講料：会員：12,100円 一般：14,300円 ※テキスト代、消費税込み

●労働安全衛生規則により、選任する安全管理者の資格要件として、安全管理者選任時研修の受講が必要となります。（労働安全衛生規則第5条、平成18年10月1日施行）

※安全管理者の選任は50名以上の労働者を使用する事業場（業種も定められております。）に義務付けられていることから、ご案内・お申込書は50名以上の労働者を使用する会員事業場様にご郵送させていただきます。なお、当支部ホームページよりご案内・お申込書のダウンロードが可能です。

『令和5年度 労災保険実務講習』 ※無料です

～通勤労災の認定とその具体例、請求書作成の留意点について～

開催日時：令和5年10月4日（水） 9：45～12：00

会場：足立勤労福祉会館 2階 第二洋室（足立区綾瀬1-34-7）

講習内容：○保育所に寄る場合 ○暴漢に襲われた場合 ○コンビニエンスストアに寄った場合○自動車・自転車との交通事故 ○届け出た通勤方法と違う経路で負傷した場合など、具体例を挙げて認定のポイントをご説明いたします。

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『令和5年度 安全衛生推進者養成講習』

開催日：令和5年10月18日（水）～10月19日（木） 2日間の講習です。

会場：王子工業会館 北区王子本町1-22-3

受講料：14,630円

●労働安全衛生法では、常時10人以上49人までの労働者を使用する事業場で別記の業種・規模の事業場においては、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられています。

本講習会は、同推進者の資格取得はもとより、新たに同推進者として選任された方が、その職務を遂行するに際に必要な知識の更なる向上を図るものです。

別記：安全衛生推進者等を選任すべき事業場

安全衛生推進者

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器小売業、旅館業、ゴルフ場業、燃料小売業

衛生推進者：上記の業種以外の業種

※常時使用する労働者数が50人以上の事業場では、衛生管理者の選任が必要です。

『令和5年度 足立荒川安全衛生推進大会』

開催日：令和5年11月20日（月）

開 場：ムーブ町屋 ムーブホール

荒川区荒川7-50-9 センターまちや3・4階

※詳細が決まり次第ご案内いたします。

『令和5年度 優良事業場見学会』

開催日：令和5年11月24日（金）

※詳細が決まり次第ご案内いたします。

令和5年度 全国労働衛生週間のぼり・ポスター頒布のお知らせ

当協会支部では「令和5年度全国労働衛生週間」のぼり・ポスター・労働衛生のしおり等を斡旋頒布しております。パンフレットを同封いたしましたのでご活用ください。当支部ホームページでもご覧になれます。

令和4年度過労死等の労災補償状況

厚生労働省は、令和4年度の「過労死等※1の労災補償状況」を取りまとめ、令和5年6月30日付け、以下のとおり公表しました。

厚生労働省では、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数※2などを、平成14年以降年1回、取りまとめています。

※1「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

※2支給決定件数は、令和4年度中に「業務上」と認定した件数で、令和4年度以前に請求があったものを含みます。

【ポイント】

過労死等に関する請求件数 3,486件（前年度比387件の増加）

支給決定件数 904件（前年度比103件の増加）

うち死亡・自殺（未遂を含む）件数 121件（前年度比15件の減少）

1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

(1) 請求件数は803件で、前年度比50件の増加。うち死亡件数は前年度比45件増の218件。

(2) 支給決定件数は194件で前年度比22件の増加。うち死亡件数は前年度比3件減の54件。

(3) 業種別の傾向

・業種別（大分類）

請求件数は「運輸業、郵便業」172件、「卸売業、小売業」116件、「サービス業（他に分類されないもの）」111件の順で多い。

支給決定件数は「運輸業、郵便業」56件、「建設業」30件、「卸売業、小売業」26件の順に多い。

・業種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに業種別（大分類）の「運輸業、郵便業」のうち「道路貨物運送業」133件、50件が最多。

(4) 職種別の傾向

・職種別（大分類）

請求件数は「輸送・機械運転従事者」155件、「サービス職業従事者」130件、「販売従事者」92件の順で多い。

支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」57件、「専門的・技術的職業従事者」27件、「サービス職業従事者」27件の順に多い。

・職種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに職種別（大分類）の「輸送・機械運転従事者」のうち「自動車運転従事者」144件、57件が最多。

(5) 年齢別の傾向

請求件数は「50～59歳」303件、「60歳以上」283件、「40～49歳」164件の順で多い。支給決定件数は「50～59歳」67件、「40～49歳」58件、「60歳以上」49件の順に多い。

(6) 時間外労働時間別（1か月又は2～6か月における1か月平均）の傾向

支給決定件数は、「評価期間1か月」では「100時間以上～120時間未満」25件が最も多い。また、「評価期間2～6か月における1か月平均」では「60時間以上～80時間未満」45件が最も多い。

2 精神障害に関する事案の労災補償状況

(1) 請求件数は2,683件で前年度比337件の増加。うち未遂を含む自殺の件数は前年度比12件増の183件。

(2) 支給決定件数は710件で前年度比81件の増加。うち未遂を含む自殺の件数は前年度比12件減の67件。

(3) 業種別の傾向

・業種別（大分類）

請求件数は「医療、福祉」624件、「製造業」392件、「卸売業、小売業」383件の順で多い。支給決定件数は「医療、福祉」164件、「製造業」104件、「卸売業、小売業」100件の順に多い。

・業種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに業種別（大分類）の「医療、福祉」のうち「社会保険・社会福祉・介護事業」327件、85件が最多。

(4) 職種別の傾向

・職種別（大分類）

請求件数は「専門的・技術的職業従事者」699件、「事務従事者」566件、「サービス職業従事者」373件の順で多い。

支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」175件、「事務従事者」109件、「サービス職業従事者」105件の順に多い。

・職種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに職種別（大分類）の「事務従事者」のうち「一般事務従事者」442件、74件が最多。

(5) 年齢別の傾向

請求件数は「40～49歳」779件、「30～39歳」600件、「50～59歳」584件の順で多い。

支給決定件数は「40～49歳」213件、「20～29歳」183件、「30～39歳」169件の順に多い。

(6) 時間外労働時間別（1か月平均）の傾向

支給決定件数は「20時間未満」が87件で最も多く、次いで「100時間以上～120時間未満」が45件。

(7) 出来事*別の傾向

支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」147件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」89件、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」78件の順に多い。

*「出来事」とは精神障害の発病に関与したと考えられる事象の心理的負荷の強度を評価するために、認定基準において、一定の事象を類型化したもの。

3 裁量労働制対象者に関する労災補償状況

令和4年度の裁量労働制対象者に関する脳・心臓疾患の支給決定件数は3件で、いずれも専門業務型裁量労働制対象者であった。また、精神障害の支給決定件数は8件で、いずれも専門業務型裁量労働制対象者であった。

■複数業務要因災害*に関する脳・心臓疾患の決定件数は12件（うち支給決定件数4件）で、精神障害の決定件数は10件（うち支給決定件数2件）であった。

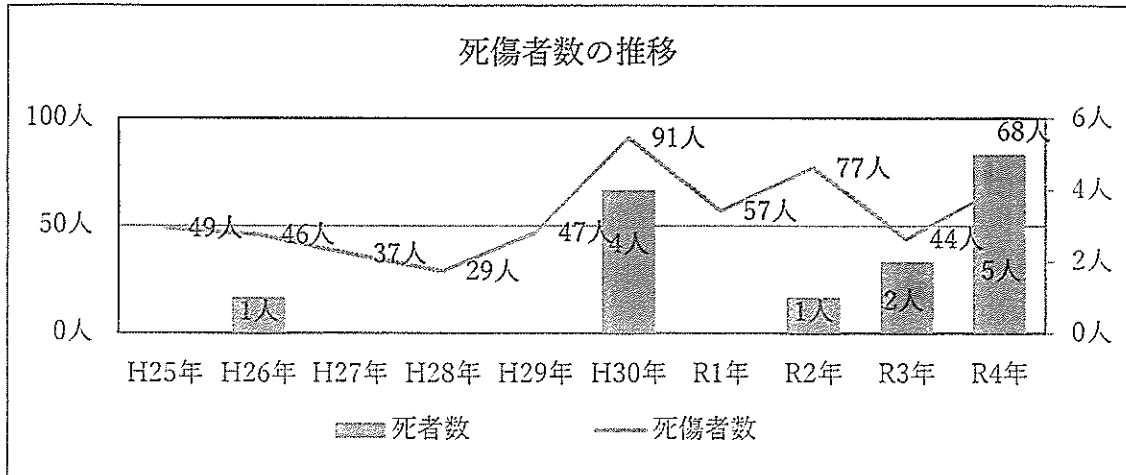
*事業主が同一でない二以上の事業に同時に使用されている労働者について、全ての就業先での業務上の負荷を総合的に評価することにより傷病との間に因果関係が認められる災害。

◆資料につきましては、当支部ホームページよりリンクし、ご覧になれますのでご利用ください。

足立労働基準監督署からのお知らせ

7月以降猛暑が続いており、熱中症発生の危険度が増しています。屋外作業は特に注意し、熱中症対策をお願いいたします。

東京労働局管内における熱中症による死傷災害発生状況



いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がふる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ホーツとしている

専門知識がないと
熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や
現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』！



〒120-0026

足立区千住旭町4-2-1 足立地方合同庁舎

TEL 方面 03-3882-1188

労災 03-3882-1189

安衛 03-3882-1190

足立労働基準監督署

